

平成27年労第42号

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、昭和〇年〇月〇日から昭和〇年〇月〇日まではA会社A工場、同月〇日から平成〇年〇月〇日まではB会社B工場において、石綿ばく露作業に従事していた。

被災者は、平成〇年〇月〇日、C病院に受診し、「汎血球減少症」と診断され、翌〇日、D病院に転医し、同月〇日にはE病院に転医し、「石綿肺、再生不良性貧血、肺炎」と診断され、以後、複数の病院で治療を継続していたが、同年〇月〇日に死亡した。死亡診断書によれば、直接死因は「肺炎」、直接死因の原因は「再生不良性貧血」であった。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料の請求をしたところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 被災者の死亡原因についての医証をみると、平成〇年〇月〇日付けE病院F医師作成の死亡診断書には、「直接死因：肺炎 肺炎の原因：再生不良性貧血 直接には死因に関係しないが、肺炎及び再生不良性貧血の傷病経過に影響を及ぼした傷病名等：石綿肺 石綿肺の発病から死亡までの期間：約7年」と記載されている。

G医師は、平成〇年〇月〇日労働基準監督署受付の意見書において、「傷病名：再生不良性貧血、肺炎（下肺野）、石綿肺 検査結果、診療状況：呼吸苦にて平成〇年〇月〇日、当院緊急入院、胸部レ線上、右下肺野に浸潤影を認め、（中略）細菌検査上はアスペルギルス抗原、カンジダ抗原とも陰性、各種培養は陰性であったが、臨床的所見より、細菌性肺炎による死亡と診断した。」と述べている。

また、D病院の診療録には、平成〇年〇月〇日の診療経過記録として、「病理所見、スメア（注：塗抹標本）上も再生不良性貧血で良いだろう。」との記載が認められ、H医師は、E病院外来担当医師宛て紹介状において、「傷病名：再生不良性貧血 症状、治療経過及び検査結果：精査の結果、再生不良性貧血（重症）の可能性が高く、今後ATG+C y Aによる治療を行い、輸血のために定期的な通院の必要がある旨話した。」と記載している。

さらに、I医師は、平成〇年〇月〇日付けの意見書において、肺炎の主たる

原因は、再生不良性貧血による白血球減少と思われる旨述べている。

当審査会としても、本件一件記録を精査したが、被災者の死亡原因等についてこれらの医証に反する医学的意見は認められないことから、被災者は再生不良性貧血を原因とする肺炎を直接死因として死亡するに至ったものと判断する。

(2) 次に、直接死因である肺炎の原因となった再生不良性貧血についての医証をみると、I医師は、前記意見書において、再生不良性貧血の原因は、臨床上明らかではないが、石綿ばく露とは無関係であり、その他業務との因果関係を示すものはないと考えられる旨述べている。

再生不良性貧血には、先天性と後天性があり、後天性の例は、原因不明の特発性再生不良性貧血と特定の薬剤又は薬物に接した後、あるいは放射線照射後などに起こる二次性再生不良性貧血とされている。また、「石綿による疾病の認定基準について」（平成24年3月29日付け基発0329第2号。平成25年10月1日付け基発1001第8号により一部改正。）においても、石綿との関連が明らかな疾病に再生不良性貧血は含まれていない。さらに、本件一件記録中、石綿ばく露と再生不良性貧血との関連を示す医学的見解は認められず、被災者の従事していた業務と再生不良性貧血との関連を示す記録も認められない。

以上のことから、当審査会としても、I医師の上記意見は妥当であって、被災者に発症した再生不良性貧血の原因は明らかでなく、業務との相当因果関係は認められないものと判断する。

(3) 請求人は、被災者は長年にわたって石綿ばく露作業に従事していたことが原因で石綿肺になり、被災者の死亡原因は石綿肺である旨主張する。

被災者は、平成〇年〇月〇日付けで労働局長から健康管理手帳の交付を受けているが、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までに行われた12回の健康診断の判定は、いずれも異常なしで要経過観察とされており、じん肺（石綿肺）の管理区分決定には及んでいない。したがって、石綿肺の発病から平成〇年〇月〇日の死亡までの期間を約7年とした前記死亡診断書の記載には、医学的根拠が認められない。

他方、I医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、平成〇年〇月〇日のX線写真で、PR1/0相当の石綿肺所見を認める旨述べており、平成〇年〇月〇日のX線写真で明らかな異常はないとするJ医師とは異なる見解を示し

ているが、I 医師は、前記意見書において、石綿肺の直接死因である肺炎への関与、肺炎の推移に対する影響は少ないと思われる旨述べており、J 医師が SpO_2 （注：経皮的酸素飽和度）98%と異常は認めなかったとしていることを併せ勘案すると、当審査会としても、平成〇年〇月〇日のX線写真で石綿肺所見が認められるとしても、石綿肺の直接死因である肺炎への関与、肺炎の推移に対する影響は少ないとする I 医師の上記意見は妥当であって、被災者の石綿肺所見と直接死因である肺炎との間に、明らかな医学的因果関係は認められないものと判断する。

- 3 以上のおりであるから、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のおり裁決する。